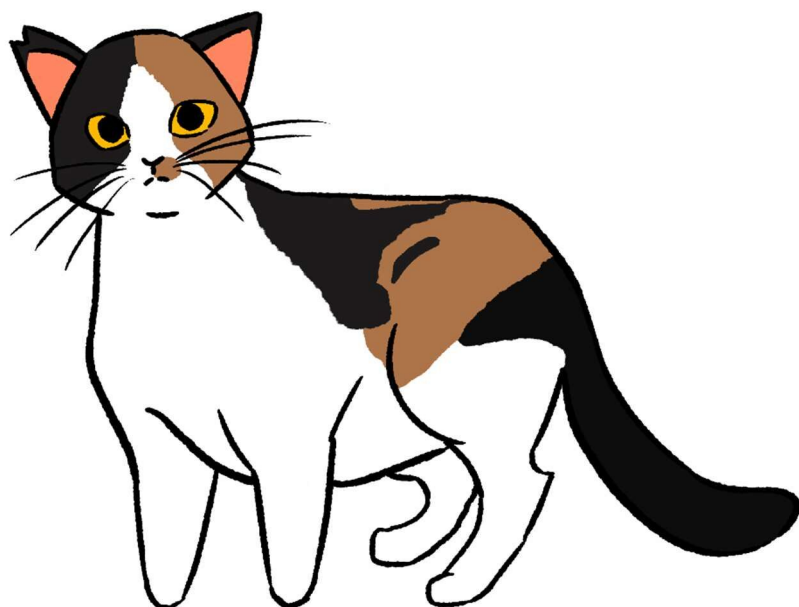


のら猫の適切な取り扱いに関する ガイドライン



名古屋市

目 次

第1章	現状と課題	・・・ p2
第2章	猫について知ってみましょう	・・・ p5
第3章	のら猫の適正管理	・・・ p7
	地域猫活動とは	・・・ p9
	名古屋市が行う支援事業	・・・ p12
第4章	猫でお困りの方へ	・・・ p13
第5章	関係者の役割	・・・ p14
第6章	相談・連絡窓口	・・・ p15
第7章	猫に関する法令など	・・・ p17

第1章 現状と課題

本市では「人とペットの共生するまち・なごや」を実現するため、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画として、令和2年4月「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定（令和7年4月に改訂）しました。

人とペットの共生するまち・なごや

- 動物の命を尊重する気運が醸成されている
- 犬猫などのペットによる危害・迷惑が少ない
- 犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されている



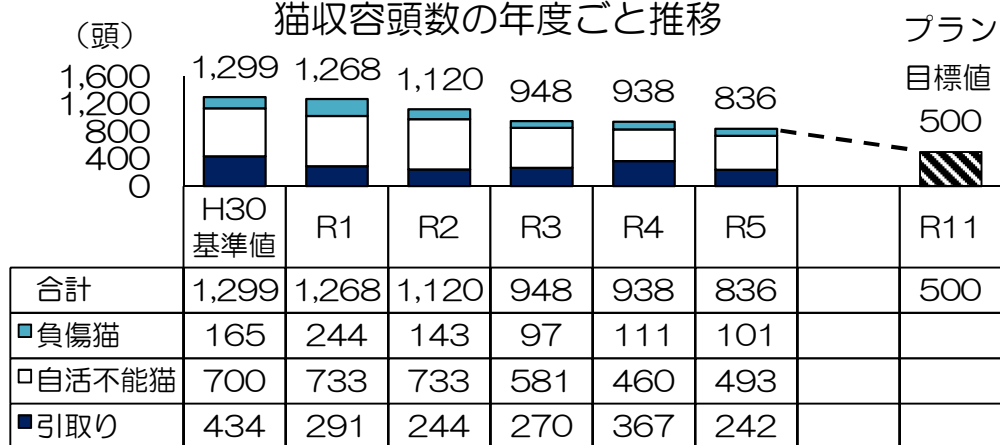
名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例

（人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画）

第16条の5 市長は、人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

「名古屋市人とペットの共生推進プラン」では、令和11年度までに犬猫の殺処分ゼロの達成などを目指しています。しかし、動物愛護センターには依然としてのら猫が生き捨てた自力で生きていくことができない子猫（自活不能猫）が多数収容されており、目標の達成には、特にこのような子猫の収容頭数を減少させる必要があります。

猫収容頭数の年度ごと推移



猫殺処分頭数の年度ごと推移



※理由なき殺処分・・・「やむを得ない殺処分」以外による殺処分

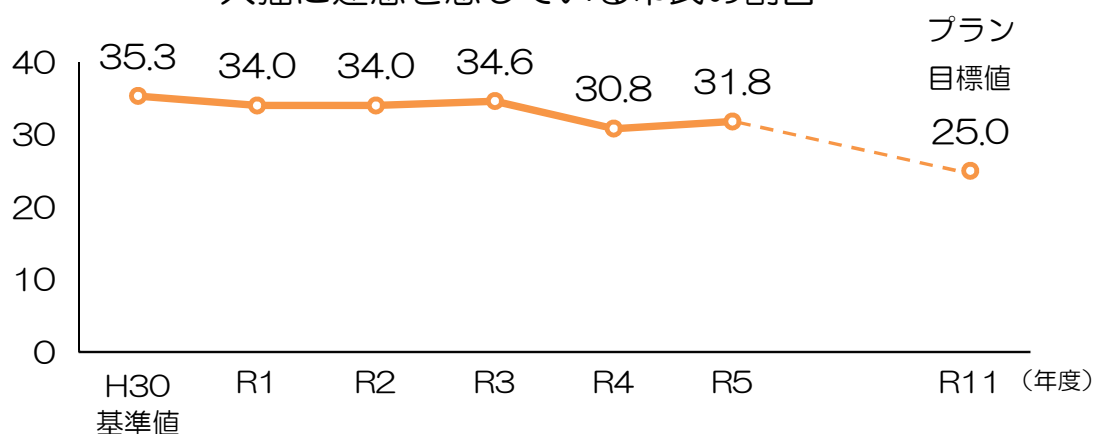
※やむを得ない殺処分・・・攻撃性や病気などのため譲渡に適さない猫の殺処分

また、本市には、毎年1,200件を超える猫のフン尿等に起因する苦情が寄せられています。犬猫に迷惑を感じている市民の割合は、近年横ばいに推移し、30%台から減少しない状況が続いています。

猫に関わる苦情件数の年度ごと推移

	H30 基準値	R1	R2	R3	R4	R5
フン・尿、臭い	1,205	1,174	1,065	928	951	1,006
鳴き声等	414	373	391	277	319	321
器物の破損等	30	12	17	10	8	13
合計	1,649	1,559	1,473	1,215	1,278	1,340

犬猫に迷惑を感じている市民の割合



これらの課題に対応するためには、地域ののら猫の減少を目指すことで、地域のトラブルを解消し、環境の悪化をなくしていくことができる「地域猫対策」を推進していく必要があります。このため、本市では名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例と、名古屋市人とペットの共生推進プランに、地域猫対策の推進を定めています。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例

(地域猫対策の推進)

第16条の4 市民は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、飼主のいない猫を適正に取り扱わなければならない。

2 市は、市民に対し、地域猫対策を推進するため、飼主のいない猫の生殖を不能にする手術の実施に対する支援及び適切な給餌等に関する助言を行うものとする。

3 市長は、地域猫対策を推進するため、適切な給餌等の方法について必要な事項を定めるものとする。

名古屋市人とペットの共生推進プラン

4 殺処分ゼロに向けた取り組み

(1) 収容頭数削減に向けた取り組み ア のら猫問題への対応から抜粋 具体的施策

項目	実施内容
地域猫対策の推進	- 地域の環境問題を解決するため、地域猫活動の支援を充実 - 課題が多い地域に動物愛護推進員等を派遣し、地域のコーディネーターとして、地域猫の個体把握や地域住民活動を支援 - 地域でのコーディネートを行う、動物愛護推進員等を育成 - 地域猫活動を継続するために必要な支援を検討 - AI（人工知能）やスマートフォンを活用した、のら猫の頭数把握等の支援ツールの導入を研究検討
のら猫への給餌による迷惑の防止	のら猫の適切な取り扱いに関する本市のガイドラインを策定し、地域の生活環境の悪化につながる給餌への指導を強化する一方で、ガイドラインに沿った活動を支援

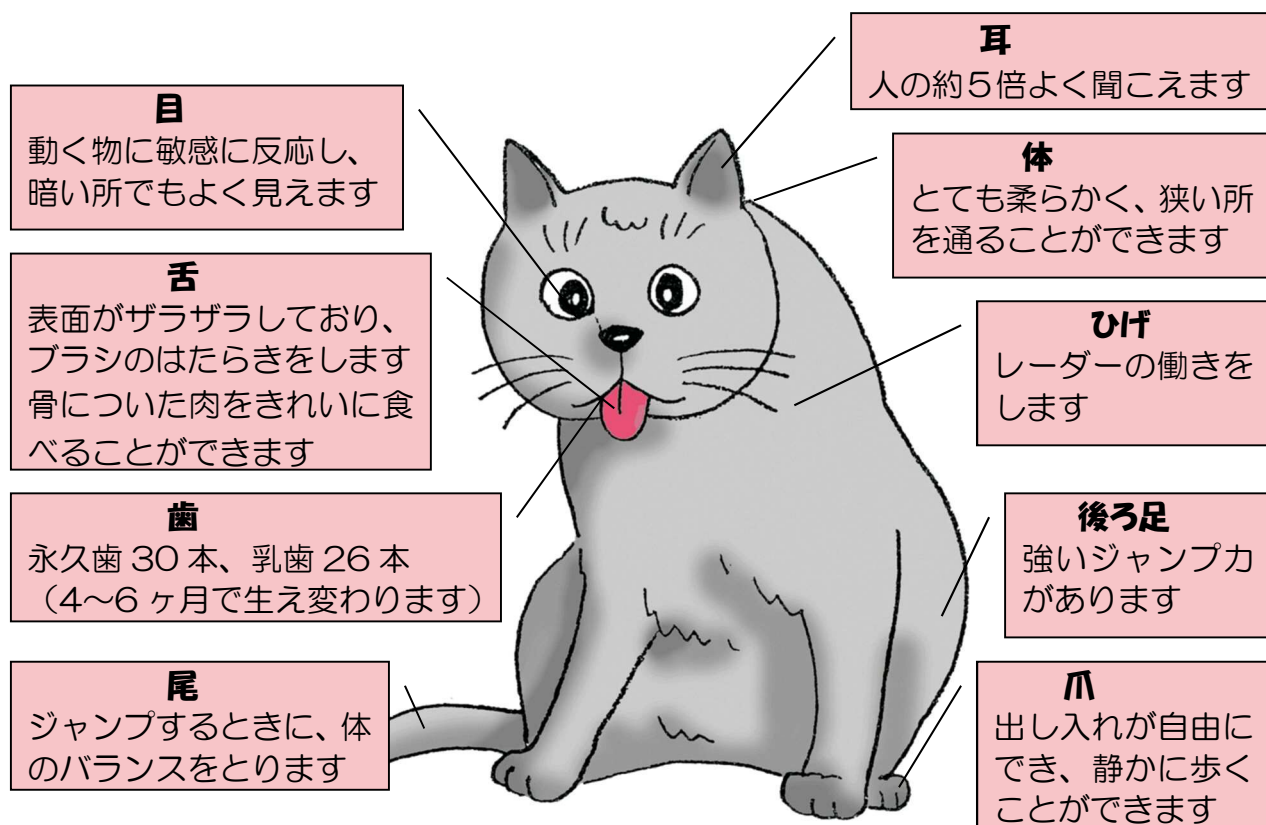
本ガイドラインでは、のら猫の適切な取り扱いについて市の考え方をお示しすることで、のら猫への給餌による迷惑の防止を図る一方、ガイドラインに沿った活動を支援し、地域猫対策を推進することを目的としています。

のら猫の世話をする人は、本ガイドラインを参考に適正管理することで、「人とペットの共生するまち・なごや」の実現を目指しましょう。

<本ガイドライン中の用語の定義>

のら猫	飼主（所有者又は占有者）のいない猫
地域猫	避妊去勢手術を行ったうえで、周囲に迷惑をかけないように適切に管理される一代限りの猫
地域猫対策	市民がのら猫に避妊去勢手術を行い、周辺住民の十分な理解の下に給餌給水、排せつ物の適正な処理を行うといった管理を行うこと
地域猫活動	地域猫対策を行うことで、のら猫の数と地域の猫による迷惑を減らしていく取り組みのこと
動物愛護推進員	動物の愛護及び管理に関する法律第38条に基づき市長が委嘱する、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動、助言、支援等を行う市民ボランティア

第2章 猫について知ってみましょう



1 行動範囲

- ・犬に比べて狭く、のら猫の場合、エサ場を中心にその周辺程度といわれています。
(エサ場を中心に半径約80mの範囲内で8割の時間を過ごします。)
- ・縄張り(テリトリー)を持ちます。オスはメスに比べてその範囲が広いうえ、縄張りを守る意識が強いため、メスの発情期には行動範囲が広がり、ケンカ(縄張り争い)が増えます。

2 排せつ

- ・乾いた場所で行う習性があり、やわらかい土や砂地を好みます。
(フンに砂をかけやすい場所)
- ・エサ場周辺で、特定の場所に排せつする習性があります。

3 繁殖

◆発情

- ・生後約6~8ヶ月で発情をむかえます。
- ・メス猫は、年に2~3回(晩冬~初夏)発情します。妊娠するまで発情を繰り返し、かん高い声で鳴いたり、オスを求めて歩きまわります。避妊手術により発情しなくなります。
- ・オス猫は、壁などに尿をかけるマーキング行動を行うようになります。この行動を減

らすには、去勢手術が効果的です（80～90%のオス猫に効果があります）。

◆妊娠

- 交尾の刺激で排卵する交尾排卵動物なので、交尾後は高い確率で妊娠します。（犬は、交尾に関係なく周期的に排卵します）
- 妊娠期間は約 2 ヶ月で、1 度に 3～6 頭の子猫を出産します。1 年で最大 18 頭の子猫が生まれるだけでなく、その子猫も約半年後に発情し妊娠・出産します。
- 妊娠を防ぐには、避妊去勢手術が最も確実です。

◆避妊去勢手術のメリット

※猫の年齢や健康状態によっては、手術ができない場合もあります。動物病院でご相談ください。

	オス	メス
健康面	• 精巣腫瘍などの病気の予防になります	• 望まない妊娠を防ぎます • 子宮、卵巣、乳腺などの病気予防になります
行動面 性格面	• 性格がおだやかになり、けんかが少なくなります • マーキングが減ります	• 子猫の時の幼い性格が維持され、管理しやすくなります • 発情時のかん高い鳴き声、落ち着きがなくなるなどの困った行動がなくなります

4 寿命

飼猫の平均寿命は、大切に飼う飼主の増加とともにのびています。最近では、13 才～15 才まで生きる猫が多くなりました。

しかし、のら猫は外で生活するため、事故や病気により、飼猫と比べて寿命がかなり短い（3～5年程度）と言われています。



エサをやらなければ、のら猫問題は解決する？

猫は縄張り（テリトリー）を持ち、その中で生活する動物です。のら猫がこれまでエサ場としていた場所にエサが無くなった場合、縄張り周辺で次のエサ場を求め、縄張り争いをおこす、ゴミを荒らすなど新たな問題を起こすこともあります。

単にエサを与えるだけでは、のら猫が一か所に集まり繁殖することで、どんどん増えてしまいます。それを防ぐために、地域の有志の方で避妊去勢手術を行い、一代限り適切に管理することが大切です。

手術後に元の場所に戻し、同じエサ場で世話を継続していくことで、その猫の縄張りを維持することにつながり、他地域からの新たなのら猫の流入を防ぐ効果も期待できますし、頭数の管理もできます。



のら猫は、もともとは「飼猫」であったものが、飼育することが難しくなったなどの理由で無責任な飼主により捨てられたり、外飼いされている猫が屋外で繁殖し増えたりしたものです。のら猫については、かわいそうだからとエサを与える人がいますが、地域の住民に迷惑をかけてまで、エサをやっていいものではありません。エサを与えるだけではのら猫が繁殖し増えてしまい、ふん尿による迷惑の原因や、エサの放置による生活環境の悪化の原因となり、人やペットが住みづらい環境となってしまうからです。

のら猫の世話をするときには、以下の事項に十分配慮して、周辺に迷惑がかからないようにする必要があります。（安心・安全で快適なまちづくりなごや条例では、「何人も犬、ねこその他の動物による危害及び迷惑の発生の防止に努めなければならない」とされています。また、動物の愛護及び管理に関する法律では、不適切な給餌・給水に起因する周辺環境の悪化に対して勧告、命令、命令違反に対する罰則が規定されています。）

1 避妊去勢手術の実施

世話をするのら猫には、動物病院で避妊去勢手術を実施し、耳先を V 字カットしてもらいましょう。V 字カットすることで、これ以上子猫を増やさない猫であることが一目でわかり、何度も保護や手術を実施することがなくなります。

避妊去勢手術のために猫を保護する目的で一時的にエサを与える場合も、「2 エサの管理」に沿って行い、周囲とのトラブルを未然に防ぎましょう。

避妊去勢手術をすることで、子猫を産まなくなる、鳴き声が軽減されるなど迷惑防止にも一定の効果がありますが、継続して世話をする場合には、「3 ふん尿の管理、周辺の清掃」、「4 地域の方とのコミュニケーション」にも、十分配慮しましょう。

2 エサの管理

猫にエサを与える場所は、自宅の庭など、自身が所有・管理する場所で行いましょう。それ以外の場所で行う場合は、その場所の所有者・管理者に「のら猫を適正に管理する活動」への協力をお願いし、了承を得ましょう。また、周囲に迷惑をかけないように注意し、苦情などがあれば誠意をもって対応しましょう。

エサは決められた時間に与え、容器を置きっぱなしにせず、食べ終わったらすぐに片付けましょう。ゴミの収集前などにエサを与えれば、ゴミあさを減らすこともできます。

エサを置きっぱなしにする「置きエサ」は、鳩やカラスなどの野生動物や、管理しきれない数の別の猫も集めてしまうため、絶対にしてはいけません。

3 ふん尿の管理、周辺の清掃

世話をする猫の行動範囲や猫がフン尿をする場所などを把握したうえで、猫用トイレを設

置き、定期的に清掃しましょう。また、トイレでフン尿をさせるために、トイレにマタタビを置くと効果がある場合もあります。

4 地域にお住まいの方とのコミュニケーション(周辺住民ともめない)

避妊去勢手術実施後も継続してのら猫の世話をする場合には、猫アレルギーの人、猫が苦手な人などにも配慮し、「のら猫を適正に管理する活動」であることについて、丁寧に十分な説明を行いましょう。また、活動報告は定期的に行うことで地域の活動として認知され、信頼や協力を得られるようになります。逆に公共的な場所でエサやりなどを無断で行うと、猫が受け入れられなくなったり、トラブルにつながったりすることもあります。

のら猫の世話をを行う方には、飼主に近い責任が求められます。管理する猫が起こした問題に対して誠意ある対応を行いましょう。地域に十分配慮することで、地域全体でのら猫を適正に管理する「地域猫活動」につながったケースも多くあります。



同じ地域の中でも、猫に対する気持ちは色々です…

フンやおしっこがくさい…

車に傷をつけられた！

子猫があちこちで産まれている

鳴き声がうるさい！
捕まえて処分してしまえ！！

生き物の命は大切にしたい

猫はかわいいけど、家では飼えないなあ

エサをあげないとかわいそう！
でも、苦情を言われるからこっそり…

猫を捕まえて別の場所に捨てたり、処分することは犯罪です。猫も命あるものです。
排除するのではなく、地域の環境問題として、解決に向けて取り組んでみませんか？

ご近所に迷惑をかけたり、事故や病気で命を落とす猫がたくさんいます。
これ以上猫を増やさない方法を考えてみませんか？

名古屋市では、地域猫対策を推進するため、名古屋市人とペットの共生サポートセンターが、地域猫活動の相談受付、支援を行っています。



1 定義

「地域猫活動」とは、市民がのら猫に避妊去勢手術を行い、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水並びに排せつ物の適正な処理を行うことを通して、のら猫の数と地域の猫による迷惑を減らしていく取り組みです。

2 取り組みの流れ

① 地域住民の理解

地域みなさんに「地域猫活動」の趣旨を十分に説明し、理解を得ましょう。できれば、自治会などに相談してみるとよいでしょう。自治会として地域猫活動に取り組んでいる地域もあります。

説明した時に反対意見が出る場合もあります。猫のいのちを一番に考えたいところですが、「地域の環境問題を解決するにはどうすればいいか」、という視点に立ち、相手の意見も尊重して落ち着いて話し合しましょう。

地域猫活動は、地域で猫をめぐるトラブルを改善するため、不幸な猫を助けるため、または両方の考えから行われるなど、地域によって様々な考え方があり得ます。活動を静観してもらう（見守ってもらう）ことも一つの「理解」の形です。

大切なのは、地域の中で活動について話し合い、ルールを決め、定期的に報告することで、地域での理解と協力を得ていくことです。

地域での理解を得るための広報・周知活動をしないと、「地域の一部の方が勝手に行っている」・「エサやりをしているだけ」といった誤解を招き、トラブルに発展してしまう可能性があります。

② ルールを決める

のら猫の適正管理のルールを地域の状況や猫の数に応じて決めましょう。

猫は、「いつ」、「どこで」エサをもらえるかを覚えるため、エサやりは必ず決まった時間、場所で行います。そうすることで、エサ場を中心とした猫の管理がしやすくなります。

エサを置きっぱなしにする「置きエサ」は、鳩やカラスなどの野生動物や管理しきれない数の別の猫も集めてしまうため、絶対にしてはいけません。

エサ場に集まる猫の多くは、エサ場を中心として半径約80mの範囲が生活圏と考えられるため、この範囲を活動地域の目安とし、フン尿の管理や周辺の清掃の仕方を決めます。

ルールは地域全体で共有できるように努めましょう。

適正管理のルール例

なにを	いつ	どこで	誰が
エサやり	6時と18時	Aさん宅庭先	Aさん
フン尿の管理 周辺の清掃	エサやりの時	猫のトイレを設置したBさん宅庭	AさんとBさん
	日曜日	町内	AさんとBさん その他協力できる 住民
避妊去勢手術	あらかじめ動物 病院を予約	Aさん宅前で保護 Z動物病院で手術	Aさん
周辺住民とのコミュニケーション	適宜	町内	困りごとがあればB さんが窓口 困ったときはサポ ートセンターに支 援を依頼

③ 猫を管理する

あらかじめ決めたルールに従って猫の世話をしましょう。周辺からの新しいのら猫の侵入や捨て猫があった場合に気付けるよう地域の猫の状況を調べ、毛色などの特徴（写真なども含む）避妊去勢手術の実施状況などを一覧にした猫リストを作成し、地域での報告にも活用しましょう。猫の室内飼育や捨て猫防止に関する周知を地域で行うことも効果的です。

猫リストの例

名前	性別	毛色	特徴	手術	備考
タマ	オス	サビ	しっぽが短い	済	3年以上前からいる
ユズ	メス	茶トラ		未	警戒心が強い

④ 活動の定期報告

地域の住民の方へ活動の内容を定期的に報告しましょう。活動内容と併せて地域の中で一緒に活動できる仲間を増やしましょう。ご自身の病気や急用などで猫の世話ができないときでも安心です。



のら猫の避妊去勢手術にあたって

- のら猫は警戒心が強いいため、保護の前に定期的なエサやりが必要になる場合があります。その場合、エサやトイレの管理をしながら保護する計画であることを周辺の住民に説明し、トイレの設置や清掃をします。
- 手術の目的を事前に周辺住民に伝え、以前に猫をめぐってトラブルになったことがある場合などは、必要に応じて近隣の交番などにも手術のために保護する日時、場所等を連絡しておくとい良いでしょう。
- トラブル防止のため、保護し手術をする前に、飼猫を外に出さないように周知し、室内飼育の徹底を進めるとともに、誤って外に出ている飼猫を手術しないように身元表示を呼びかけます。無断で飼猫を保護し手術を行ってはいけないため、必ず周辺住民への周知を実施しましょう。
- 周辺住民への手術実施の周知に加え、手術結果についても報告することで、地域の理解や協力を得やすくなります。周知や報告の方法は、訪問やポスティングのほか、町内での回覧や掲示板を利用するなどが考えられますが、わからない点は「名古屋市人とペットの共生サポートセンター」に相談しましょう。
- スムーズに手術を行うため、事前に動物病院と日程や猫を運ぶ方法について調整をします。
- 保護器で猫を保護する場合は、必ず設置位置が確認できる場所から見守り、猫がケガや脱走をしないようにします。保護ができれば保護器に布を掛け、猫を落ち着かせます。自身もケガをしないように気をつけましょう。
(ケガをした場合は、必ず病院を受診しましょう。猫から感染する病気もあります。例：猫ひっかき病・パストレラ症など)
- 手術済みの猫には、一目で分かるよう必ず目印として右側の耳先をV字カットします。手術後の麻酔下で耳先をカットする方法は痛みもなく確実です。
- 手術後の猫を元の場所に戻す時は、すぐにケージの扉などを開けると猫が急に外に飛び出すことがあります。(交通事故に遭う恐れがあります。)猫がある程度落ち着いてから、安全な方向に向けてそっと扉を開けましょう。

名古屋市が行う支援事業



「名古屋市人とペットの共生推進プラン」に基づき、名古屋市では、のら猫の避妊・去勢手術に対する支援事業と地域猫活動に対する支援事業を実施しています。

- 1 地域猫活動（地域での理解と協力のもと行うのら猫の管理）まで行えない方や、地域ののら猫に関心を持たれた方・お困りの方が直ぐに行えるのら猫対策（のら猫の避妊・去勢手術の支援事業）

のら猫に避妊去勢手術をしたい

① 保健センター、動物愛護センターでの申し込み

のら猫の数が増えないように避妊去勢手術を実施したいという方に、「のら猫の避妊去勢手術券」を交付しています。また、猫の保護器の貸出しもしています。

② のら猫の避妊去勢手術の実施

のら猫を保護し、登録獣医師に手術券を提出し避妊去勢手術を実施します。手術後ののら猫は元の場所に戻し、一代限りの命をまっとうさせます。

- 2 地域猫活動を行ってきた方や行いたい方へののら猫対策(地域猫活動に対する支援事業)

地域猫活動をしたい

① 「名古屋市人とペットの共生サポートセンター」での申し込み

地域猫対策を始めようとする市民は、まずは「名古屋市人とペットの共生サポートセンター」に相談のうえ、所定の様式で申し込みを行います。サポートセンターは、申し込みのあった地域について調査（申請者や地域住民に対する聞き取りや現地調査など）し、支援計画を定めます。

② 生物学的な見地に基いた地域猫対策エリアの設定

地域での理解と協力のもと、メス猫が移動するエリアのうち、エサ場を中心とした半径約80メートルのエリアを猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道などを境界として考慮し、地域猫対策エリア（みまもり地域）を指定します。

③ のら猫の避妊去勢手術の実施、活動継続の支援

管理する猫を定め、地域にのら猫の手術をすることを事前周知した後にのら猫の保護を行います。サポートセンターから交付される「地域猫手術券」を登録獣医師に提出して避妊去勢手術を実施します。手術後ののら猫は元の場所にもどし、エサ・トイレなどの管理を続けます。また、サポートセンターでは地域猫活動の定期的な活動状況をお聞きし、必要に応じ支援を行っていきます。



地域猫活動など、のら猫の避妊去勢手術が順調に進めば「のら猫」が減り、猫による迷惑も減少すると考えられますが、効果が出るまでには時間がかかります。

ここでは、現在お困りの問題についての対策の一例を示します。猫によって個体差があり、効果が異なりますので、いくつかの対策を組み合わせ、根気よく行ってみてください。

自宅敷地への侵入防止策

- ・ ネットなどで侵入経路をふさぐ
- ・ 侵入防止用の器具を置く（突起付きシート、人工芝、立てた割り箸、栗のイガなど）
- ・ 侵入防止装置（超音波式など）を置く（各保健センターで見本の貸出しあり）
- ・ 市販の忌避剤をまく（極端な臭いは、付近の迷惑となりますのでご注意ください）
- ・ 塩素系消毒薬、酢、木酢液、コーヒーかす、使わなくなった香水などをまく
- ・ ミント系ハーブやトゲのある植物（バラなど）を植える
- ・ 通り道に水をまく
- ・ 大き目のジャリを敷く
- ・ ビニール袋を敷く
- ・ 夜間は、センサー照明を作動させる

車の傷つけ防止策

- ・ ボンネットカバーやシートを使用する
- ・ ボンネットにぬいぐるみなどを置く

ゴミ荒らし防止策

- ・ ゴミにネットをかける
（ネットの端に重しをつけると効果的です）

その他



- ・ エサのやりっ放しなどに対しては、
「置きエサ禁止」「この地域ではボランティアが避妊去勢手術を行い、エサを与えています」などのポスターやステッカーを貼る
（公共の場や他人の敷地ではなく、必ず私有地に貼ってください。）

第5章 関係者の役割



1 市民

のら猫の世話をする場合、「第3章 のら猫の適正管理」を参考に、避妊去勢手術、給餌、トイレの設置・清掃などを、周辺住民の理解を得ながら行います。

2 行政

のら猫の避妊去勢手術費用の支援や、手術のための保護器の貸出を行います。猫の被害にお困りの方には、お試して猫の忌避装置の貸出も行っています。

またこれらに加え、名古屋市人とペットの共生サポートセンターでは、地域猫活動を推進するため、地域への説明、猫の保護方法の助言、ルール作りの助言などの支援、地域猫活動のコーディネーターの育成・派遣などを行います。

名古屋市の猫の問い合わせ先

	のら猫の 補助を受けたい	地域猫活動 を行いたい	のら猫のエサやりや ふん尿に困っている	猫の忌避装置を 借りたい	猫の保護器を 借りたい	のら猫が生み捨てた 子猫を見つけた	装着補助を受けたい マイクロチップの 登録をしたい	マイクロチップの 登録をした	飼猫がいなくなった	猫が欲しい	飼育・しつけに ついて相談したい	病気に 相談したい	猫が飼えなくなった	猫が死んでしまった	路上で死んでいる 猫を見つけた	犬猫合わせて 10頭以上飼いたい	猫を販売したい
問い合わせ先																	
人とペットの共生 サポートセンター																	
保健センター																	
動物愛護センター																	
八事霊園・ 斎場管理事務所																	
環境事務所																	
警察署																	
猫のテレフォンクター 【名古屋市獣医師会】																	
犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会																	

第6章 相談・連絡窓口



1 各区の保健センター（のら猫の避妊去勢手術券の交付など）

◆受付時間 8:45～12:00、13:00～17:15（土日祝日・年末年始休み）

保健センター名	所在地	電話番号	FAX 番号
千種保健センター	千種区星が丘山手 103	753-1971	751-3545
東保健センター	東区筒井一丁目 7-74	934-1212	937-5145
北保健センター	北区清水四丁目 17-1	917-6547	911-2343
西保健センター	西区花の木二丁目 18 番 1 号	523-4612	531-2000
中村保健センター	中村区松原町 1 丁目 23-1	433-3036	483-1131
中保健センター	中区栄四丁目 1 番 8 号	265-2257	265-2259
昭和保健センター	昭和区阿由知通 3 丁目 19	735-3959	731-0957
瑞穂保健センター	瑞穂区田辺通 3 丁目 45-2	837-3253	837-3291
熱田保健センター	熱田区神宮三丁目 1-15	683-9678	681-5169
中川保健センター	中川区高畑一丁目 223	363-4457	361-2175
港保健センター	港区港栄二丁目 2-1	651-6486	651-5144
南保健センター	南区東又兵衛町 5 丁目 1-1	614-2865	614-2818
守山保健センター	守山区小幡一丁目 3-1	796-4617	796-0040
緑保健センター	緑区相原郷一丁目 715	891-3632	891-5110
名東保健センター	名東区上社二丁目 50	778-3107	773-6212
天白保健センター	天白区島田二丁目 201	807-3907	803-1251

2 名古屋市人とペットの共生サポートセンター（地域猫活動に関する相談など）

◆相談時間 10:00～12:00、13:00～16:30（土日祝日、年末年始休）

◆連絡先 電話番号：681-2211 / FAX番号：681-2020

3 その他連絡先

動物愛護センター（のら猫が生み捨てた自力で生きていけない子猫の相談など）

◆相談時間 8:45～12:00、13:00～17:15（年末年始休）

◆連絡先 電話番号：762-0380 / FAX番号：762-0423

八事霊園・斎場管理事務所（猫の死体を引き取ります。焼却料がかかります。）

◆相談時間 8:45～12:00、13:00～17:00（1月1日休）

◆連絡先 電話番号：832-1750 / FAX番号：832-7759

環境事業所（猫の死体を引き取ります。手数料がかかることがあります。）

◆相談時間 8:00～16:45（土日、年末年始休）※

◆連絡先 引き取り場所の区環境事業所に連絡

※土曜日は「へい獣受付センター」（9:00～14:00 電話番号：238-1190）が対応します。

犬猫などのテレフンドクター 公益社団法人 名古屋市獣医師会
(飼い方やしつけ方、病気などについて相談に応じます。)

◆相談時間 14:00～16:00 (水曜日のみ)

◆連絡先 電話番号：263-1010

マイクロチップ情報登録 環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会
(マイクロチップのデータ登録に関する窓口です。)

◆ウェブサイト <https://reg.mc.env.go.jp>

◆相談時間 9:00～18:00 (日祝日、年始休)

◆連絡先 電話番号：03-6384-5320 / Eメール：info@mc.env.go.jp

第7章 猫に関する法令など



1 猫の遺棄(捨てること)・虐待は犯罪です。殺処分目的の捕獲はできません。

猫は、愛護動物であり、遺棄・虐待を行うことは禁止されています。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（罰則）

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

（1） 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる

2 のら猫の世話をするときは、周辺の生活環境に配慮しましょう。

周辺の生活環境の悪化につながる不適切なエサやりは、勧告、命令の対象となります。避妊去勢手術の実施、エサの管理（置きエサをしない）、周辺の清掃などに努めましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（罰則）

第46条の2 第25条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 猫の飼主の遵守事項

飼猫は、事故や病気、周辺地域への迷惑などを防ぐために、完全室内飼育をしましょう。
また、適正な管理ができる頭数にとどめ、繁殖して管理しきれない頭数になるおそれがある場合は、避妊去勢手術など、繁殖制限の措置を講じなければいけません。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（犬及び猫の繁殖制限）

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（飼主の遵守事項）

第5条 飼主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）適正にえさ及び水を与えること。
- （2）寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。
- （3）適正な飼養及び保管のために必要なときは、動物の種類、習性、生理及び生態を考慮した飼養施設を設けること。
- （3）の2 飼養及び保管する動物の数は、適正な飼養及び保管を行うための環境の確保、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）の確保並びに周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないように適切な管理をすることが可能な数とすること。
- （4）汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- （5）公共の場所並びに他人の土地及び物件（以下「公共の場所等」という。）を不潔にし、又は損傷させないこと。
- （6）異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により人に迷惑をかけないこと。
- （7）動物が逃走した場合は、自ら搜索し、收容すること。
- （10）猫の飼主は、飼猫を室内において飼養し、及び保管するよう努めること。

2 動物の所有者は、当該動物の終生飼養に努めるとともに、やむを得ず継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができる者に、当該動物を譲渡するよう努めなければならない。

4 猫の飼い方の基準

飼猫は屋内飼養に努め、屋内飼養しない場合は避妊去勢手術等、繁殖制限の措置が必要で
す。また、飼主のいない猫を管理する場合は、地域猫対策などに努めることとされています。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋） <環境省告示>

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び

安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

5 地域猫対策の推進

名古屋市では、のら猫問題の解決を目指して、条例に地域猫対策の推進を定めています。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（地域猫対策の推進）

- 第16条の4 市民は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、飼主のいない猫を適正に取り扱わなければならない。
- 2 市は、市民に対し、地域猫対策を推進するため、飼主のいない猫の生殖を不能にする手術の実施に対する支援及び適切な給餌等に関する助言を行うものとする。
- 3 市長は、地域猫対策を推進するため、適切な給餌等の方法について必要な事項を定めるものとする。

6 猫による危害・迷惑の防止

猫の飼主だけでなく、全ての市民の責務として、猫による危害や迷惑の発生防止に努めなければなりません。

飼主のいない猫の世話をする場合には、このガイドラインに沿った方法で行うなど、周辺住民に迷惑がかからないようにしましょう。

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（抜粋）

（快適なまちづくり）

第7条（1）動物の飼主などの責務

- ア 何人も、犬、ねこその他の動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物に限る。）による危害及び迷惑の発生防止に努めなければならない。

のら猫の適切な取り扱いに関する
ガイドライン

令和3年3月24日 策定

令和5年1月4日 改定

令和6年4月1日 改定

令和7年4月1日 改定

名古屋市健康福祉局生活衛生部食品衛生課

TEL 052-972-2649

表紙デザイン協力：サンデザイン専門学校
(Nana Nishida)

